

令和8年度版

# 進路の手引き



茨城県立伊奈特別支援学校

進路支援部

## 目次

1. 進路支援の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
  
2. 進路支援の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
  - ①令和8年度 高等部進路学習（実習等）の概要
  - ②令和8年度 高等部校内実習
  - ③令和8年度 高等部現場実習
  - ④高等部デュアル型実習（高1・3コース生徒対象）
  - ⑤その他、進路支援の取り組み
  
3. 進路決定まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
  - ①進路決定までの流れ
  - ②進路決定に向けた3年生時のスケジュール
  
4. 移行支援会議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
  
5. 卒業時の進路選択について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
  - ①進路選択
  - ②卒業生の進路状況（過去3年間）
  
6. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
  - ①アセスメントについて
  - ②一般企業就職についての知識
  - ③福祉サービス利用の知識

# 1. 進路支援の基本的な考え方

## 進路支援とは

一人一人の将来の夢や希望の実現を目指し、人生を豊かに歩む力を育てる支援です。

中・長期的な視点をもって、ご本人やご家族と進路について話し合いながら、支援を進めていきます。

## 進路支援・キャリア教育で大切にしていること

- 社会生活に必要な知職や態度を養い、活用できる力を育てること。
- 自分の生きがいを見つけ、社会に積極的に関わろうとする意欲を育てること。
- 他者と良好な関係性を築くことができ、社会の一員として円滑に生活する力を育てること。
- 生徒自らが自分の適性を知り、主体的に進路を選択し、決定できる力を身に付けること。

# 本校キャリア教育の基本的な考え

- ・一人一人の児童生徒が、自分の能力や特性に応じて、将来においてよりよい社会生活を送るために必要な知識、技能、態度、意欲の習得を目指す。
- ・単に「働くこと」を目的にするのではなく、児童生徒が集団の一員として、役割や責任を果たそうとしたり、自分の能力を生かしたりして、積極的に活動や仕事に取り組む意欲、態度を育てる。

学校生活のねらい		小学部		中学部	高等部
		1～3年生	4～6年生		
社会生活に向けて	生活習慣	・ 基本的生活習慣の定着を図る。	・ 基本的生活習慣の確立を図る。	・ 基本的生活習慣の確立を図る。	・ 社会生活に必要な力（健康管理、生活リズム、日常生活動作、身だしなみなど）を身に付ける。
	コミュニケーション・集団参加	・ 人や物とかかわる力を身に付ける。 ・ 自分を表現する力を身に付ける。	・ 人や物とかかわる力、自分を表現する力を高める。	・ 他者と協力する力を身に付ける。 ・ 自分を表現する力の確立を図る。	・ 場に応じたコミュニケーション力を身に付ける。
	自主性	・ 主体的に物事に取り組む力を身に付ける。	・ 主体的に物事に取り組む力を高める。	・ 主体性、問題解決能力を身に付ける。	・ 自己決定力、自己選択力、問題解決能力を身に付ける。
	自己理解	・ 自分の好きなもの、好きなことに関心をもつ。	・ 自分の好きなもの、好きなことへの関心の幅を広げる。	・ 自分の良いところや得意なこと、苦手なことを知る。	・ 自己理解を深め、自分の生き方について考える力を養う。
	役割 働くこと	・ 自分の役割を意識して取り組む力を身に付ける。	・ 自分の役割を意識し、最後まで取り組む力を身に付ける。	・ 働くことを体験し、働くことへの意識を高める。	・ 働く経験を通して、働くことの意味や意義について考え、意識を高める。
進路決定に向けて	進路先の理解	・ 身近な仕事について知り、将来の夢をもつ。	・ 社会見学を通して、仕事への関心を高める。 ・ 中学部での生活に見通しをもつ。	・ 職場体験や高等部見学を通して、卒業後の生活に関心をもつ。	・ 実習（校内・現場）を通して、卒業後の進路や社会生活について具体的に考える。

保護者の役割	家庭の支援	・ 基本的生活習慣を身に付ける。 ・ お手伝いなどの役割を設ける。	・ 楽しいことを作る、増やす。 ・ 社会のルールやマナーを身に付ける。
	学校との連携	・ 進路についての相談、要望、質問などをする。	
	情報収集	・ PTA 施設見学 ・ PTA 研修会 ・ 高等部校内実習見学 ・ 高等部実習報告会 ・ 本校 HP 上の福祉事業所ガイドブック ・ 企業・福祉事業所合同相談会	
	事業所の理解	・ 福祉事業所の見学や利用を通して、将来の進路を具体的にイメージする。	

# キャリア教育・進路支援の取り組み

## 小学部

様々な教育活動を通して、社会生活に必要な基礎的・基本的な力を身に付けていく。

## 中学部

小学部段階で積み上げてきた基礎的な能力を土台に、働くことへの関心や社会参加に必要な力を身に付けていく。

1年

2年

3年

4年

5年

6年

1年

2年

3年

### 日常生活の指導

(あいさつ、衣服の着脱・整理、排せつ、学校の準備、食事のマナー、身だしなみ、きまりを守るなど)

基本的な生活習慣の確立・定着

### 生活単元学習

(公共施設・交通機関の利用、社会見学、身近で働く人の学習など)

生活力の向上・働くことへの関心

社会生活に必要な基礎的な知識を身に付ける・主体性の向上

### 生活単元学習

(買い物・交通機関の利用、職場体験、高等部見学など)

生活経験の拡大  
卒業後の進路への関心

### 作業学習

(手芸、木工、ビーズ、農作物などの製品作り)

働く意欲の向上  
働く態度や技能を身に付ける

教科の学習 (児童、生徒の実態に合わせた生活に即した活動)

自立活動 (人とかかわり方、気持ちの伝え方、気持ちの安定など)

人とかかわる力、コミュニケーション力の向上

## 高等部

これまで身に付けてきた力を土台としながら、より実践的な学習を通して高等部卒業後の社会生活に必要な知職、態度、習慣等を身に付けていく。

1年

2年

3年

### 事業所見学

(各コースにて福祉事業所・企業などを見学)

進路先の情報収集

### 校内実習【1期 2期】

適性理解、課題の把握

### デュアル型実習

※3コース生徒

働く意欲の向上  
適性理解、課題の把握

進路選択、決定

### 現場実習

2年 【1期・2期・3期（実習状況に応じて）】

3年 【1期・2期・3期（必要に応じて）】

### 現場実習報告会

実習の成果の振り返り

### 卒業生を囲む会

卒業後の生活の理解

社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる  
資質・能力を身に付けるための学習

## 2. 進路支援の概要

### ① 令和8年度以降の高等部進路学習（実習等）の概要

	1・2コース (進路先：福祉事業所想定)	3コース (進路先：福祉事業所、企業想定)
1年	<p>校内実習 1期【6月】(2週間) 2期【10月】(2週間)</p> <p>適性の把握、課題の把握・改善</p> <p>・進路選択のための情報収集 ・個別面談等で担任と家庭とて進路の方向性を確認</p> <p>新年度第1期現場実習希望調査(2月)</p>	<p>校内実習 1期【6月】(2週間) 2期【10月】(2週間)</p> <p>適性の把握、課題の把握・改善</p> <p>・進路選択のための情報収集 ・個別面談等で担任と家庭とて進路の方向性を確認</p> <p>デュアル型実習①(1月下旬ごろ、2日程度) 業種：小売、物流、清掃、サービス(クリーニング)</p> <p>新年度第1期現場実習希望調査(2月)</p>
2年	<p>現場実習 1期【6月】 2期【10月】 3期【1月】(実習状況に応じて)</p> <p>・進路選択のための情報収集 ・個別面談等で担任と家庭とて進路の方向性を確認</p> <p>新年度第1期現場実習希望調査(2月)</p>	<p>現場実習 1期【6月】 2期【10月】 3期【1月】(実習状況に応じて)</p> <p>・進路選択のための情報収集 ・個別面談等で担任と家庭とて進路の方向性を確認</p> <p>新年度第1期現場実習希望調査(2月)</p>
3年	<p>現場実習 1期【6月】 2期【10月】 3期【1月】(必要に応じて)</p> <p>・進路の決定(12月頃) ・卒業後の生活の準備 ・進路先との移行支援会議(2～3月頃)</p>	<p>現場実習 1期【6月】 2期【10月】 3期【1月】(必要に応じて)</p>
<p>※1 現場実習は、原則1事業所での実施とします。 ただし、進路選択上、必要な場合は2事業所を実施可とします。</p> <p>※2 実習日数について、福祉事業所での実習は5日間、企業での実習は10日間を基本とします。</p>		

○時期や内容については、変更になる場合があります。

## ② 令和8年度 高等部校内実習

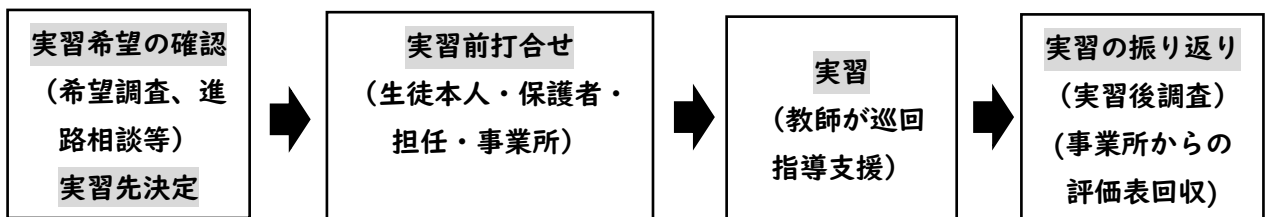
- 校内実習とは…能力や進路想定に基づいた班に分かれ、就労・生活に必要な基本的技能、態度を身に付ける学習です。その中で、個々の進路に向けた適性や課題を知ることが出来ます。
- 対象学年：高等部1年生
- 実施期間：平日10日間の実習を年2回（1期：6月、2期：10月）行います。

## ③ 令和8年度 高等部現場実習

現場実習は、実習先の協力（ご厚意）により行われています。感謝の気持ちをもって臨みましょう。

- 現場実習とは
  - ・卒業後を想定した生活を体験し、進路決定していく実習です。
  - ・2年生と3年生が対象となります。
- 実施期間  
5日間～10日間程度の実習を年2～3回（1期：6月、2期：10月、3期：1月）行います。
- 実習先  
就 労 想 定 者：2年生では、本人の希望や関心のある業種に沿って可能な限り調整し、適性を判断できるようにします。同時に、雇用につながる可能性のある事業所を把握します。  
3年生では、2年生時の実習評価を踏まえ、本人の意向とマッチングする事業所にて、改めて実習を行い、採用の可否を見極めてもらいながら就労につながる事業所を絞り込みます。
- 福祉事業所希望者：全コース、2年生1期から本人及び保護者が希望する事業所・福祉サービスで実習を実施します。受け入れの状況を把握し、3年生1期及び2期でサービスを受けたい事業所を決定します。日数などの調整が必要な場合は福祉課や担当相談支援員と連携を図り、円滑な契約ができるようにします。

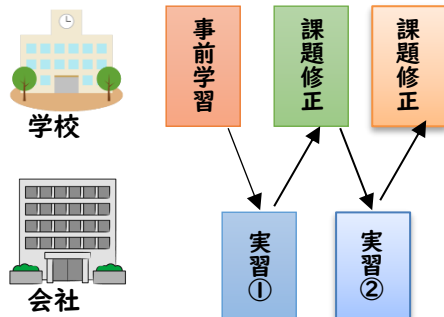
### ■現場実習の流れ



#### ④ 高等部デュアル型実習（高1・3コース生徒対象）

##### ■デュアル型実習の位置づけ

一般的な「デュアル型実習」とは、個々が短期間の実習と学校での学習をサイクル化して行い、課題改善を進めていく形式の学習を指す。



体験（実習）と振り返り（授業）の一体化

↓  
デュアル型実習

本校では「実習における課題修正」の考え方を生かしたうえで、2～5人程度の小グループでの実習を実施しています。

- ・様々な業種（クリーニング・介護・小売・物流等）を2～3日程度経験する。
- ・実際の業務を経験することで、仕事への具体的なイメージをもてるようにする。
- ・実習1日目と2日目の間に学校での学習日を設けて、評価・課題改善を行い、職場に適応したり働く態度や技能を養ったりする。

##### ■対象

- ・高1・3コース生徒
- ・自宅から事業所に直接通勤する場合と、学校から自転車や徒歩で通勤する場合があります。基本的に自力通勤だが、自転車の利用が難しいなど、困難な場合は、保護者送迎となります。

##### ■実施期間

1月下旬

##### ■業種及び実習先の例

###### 【小売、物流、清掃、介護、サービス】

- ・サービス：株式会社スカイクリーン（常総市）
- ・介護：いなの里（つくばみらい市）、筑水苑（常総市）、はあとぴあ（取手）
- ・小売：スーパーマーケットカスミ、ヤオコー、ウエルシア薬局
- ・物流：十和運送株式会社（つくばみらい市）

##### ■実習形態

- ・2～5人程度のグループに分かれて実施。各グループには担当教員が常時1名以上付き添い、現場での実践を支援します。

## ⑤ その他、進路支援の取り組み

### ■現場実習報告会

時期：12月上旬

対象：生徒、保護者

内容：高等部現場実習の成果を発表します。

### ■企業・福祉事業所合同相談会

本校で対面にて開催できる形態を計画しています。

### ■本校ホームページ上に「福祉施設事業所ガイドブック」を掲載

近隣の福祉事業所の詳細な情報を本校ホームページ上で閲覧できます。

### ■福祉相談会（各自治体ごと）

時期：夏休み期間中（例年は7月下旬～8月上旬）

対象：高等部3年生生徒および保護者

内容：卒業後の福祉利用の手続き方法や障害者年金等について各自治体の福祉課に説明していただく相談会となります。各市役所で行われます。期日が決まり次第、高3保護者の皆様には速やかにお知らせ致します。重要な説明会となりますので、是非ご参加をお願い致します。

### ■就業・生活支援センター登録及びハローワーク登録（高3企業就職者対象）

就業・生活支援センターとは、一般企業に就労している障害のある方に対し、支援を担う機関です。県内に9箇所設置されています。本校の企業就職生徒は、就業・生活支援センターかすみ（土浦）、つくば LSC 就業・生活支援センター（つくば）のいずれかに登録をします。卒業後は、センターと学校が連携し就職者が順調に社会生活を送れるように支援を行います。

また、ハローワークにて求職者登録も行います。（←就労継続支援 A 型希望者含む）

就業・生活支援センターは  
通称「ナカポツ」と呼ばれて  
います！

### ■重度知的障害者判定

障害者雇用による就労生徒のうち、重度知的障害者判定の必要性についてハローワークを介して確認します。判定の必要性がある生徒は、重度判定を受けることとなります。時期については1～2月頃が目安です。以前は本校で実施していましたが、R5年度より笠間にある茨城障害者職業センターへ本人・保護者が直接行って実施する形となりました。

### 3. 進路決定まで

#### ① 進路決定までの流れ

★進路相談は、個別面談のほか、実習前後に適宜行われるアンケート（希望調査）により進められていきます。臨時の面談を行うこともあります。

#### ■福祉事業所想定の場合

	1年生	2年生	3年生	進路決定
生徒	校内実習	現場実習（1期～）	進路先の絞込み 現場実習	
家族	情報収集 福祉事業所の見学		実習中の評価や様子を踏まえ利用する事業所を選びます。	
学校	卒業後のライフプランを具体的に考える期間。			
	情報提供・学習指導 福祉事業所や福祉サービス等に関する情報提供、学習評価		事業所へ支援方法の助言などを行います。	
生徒の特性に合わせて進路にかかわる具体的な支援を行い、必要な情報提供や相談を行います。				

#### ■障害者雇用による企業就労の場合

	1年生	2年生	3年生	進路決定
生徒	校内実習 デュアル型実習	現場実習	現場実習 (就職活動) 求人票→面接	
家族	実習の評価を踏まえ、進路先を考えていきます。(就職、福祉サービスの利用など)		実習の評価等を踏まえ、雇用条件等を考えていきます。	
学校	情報提供・実習の指導 就職に関する情報提供、実習に関する事前・事後学習、巡回指導		生徒と企業のマッチングに向け必要な指導や職場への助言を行います。	
	生徒の特性に合わせて進路に関わる具体的な支援を行い、必要な情報提供や相談を行います。			

## ② 進路決定に向けた高等部3年生時のスケジュール

以下は例年の予定表です。変更の場合は速やかにお知らせ致します。

時期	一般企業就労想定	福祉事業所等想定
4月	・進路希望確認	・進路希望確認
5月	・実習打合せ	・実習打合せ
6月	・1期現場実習	・1期現場実習
7月	・本人、保護者へ実習後の聞き取り →実習先への就労希望があれば実習先へ伝える（学校） ・2期実習の希望確認	・本人、保護者へ実習後の聞き取り →実習先へのサービス利用希望が明確であれば実習先へ伝える（学校） ・2期実習の希望確認
夏季休業	・市町村ごとの福祉相談会 ・障害者就業・生活支援センター登録 ・ハローワーク求職者登録（就労継続支援A型利用者含む） ・重度判定申請（ハローワーク）	・市町村ごとの福祉相談会 ・福祉事業所の体験利用や見学 ・障害支援区分認定準備（介護給付利用者） ・計画相談を行う相談支援事業所を確認、検討
9月	・個別面談時に実習先、進路希望の確認 ・実習打合せ	・個別面談時に実習先、進路希望の確認 ・実習打合せ
10月	・2期現場実習	・2期現場実習
11月	・本人、保護者へ実習後の聞き取り ・就職面接会（ハローワーク） ※就職先が未決定の場合	・本人、保護者へ実習後の聞き取り →実習先へのサービス利用希望が明確であれば実習先へ伝える（学校）
12月	・就職希望先より求人票が学校に届く →雇用条件等の確認	・進路希望の取りまとめ（学校） ・進路希望先への意思表示（保護者）
1月	・面接（実習先・本人・保護者・学校） ⇒内定をいただき進路決定 ・ジョブコーチ支援の準備（事業所の要請に応じて） ・3期現場実習（事業所が希望する場合） ・重度判定（職業センター）	・相談支援事業所の決定確認 ・利用サービスの種類の確認 ・区分認定の実施の確認 ・3期現場実習（福祉事業所が希望する場合）
2月	・個別面談 ・就職面接会（就職先が未決定の場合）	・個別面談 ・個別の移行支援会議
3月	・個別の移行支援会議 ・進路先との契約	・進路先との契約

## 4. 移行支援会議について

高3年時の2月～3月にかけて移行支援会議が行われます。内容は以下の通りです。

### ■会議の目的

- ・学校から社会への移行にあたって、生徒本人の実態について関係機関と共通理解を図り、今後の支援やサービスを関係機関で検討します。
- ・本人及び家族のニーズについて共通理解を図り、それぞれのニーズに対する関係機関の役割分担等や支援内容について確認します。

### ■移行支援会議に向けて

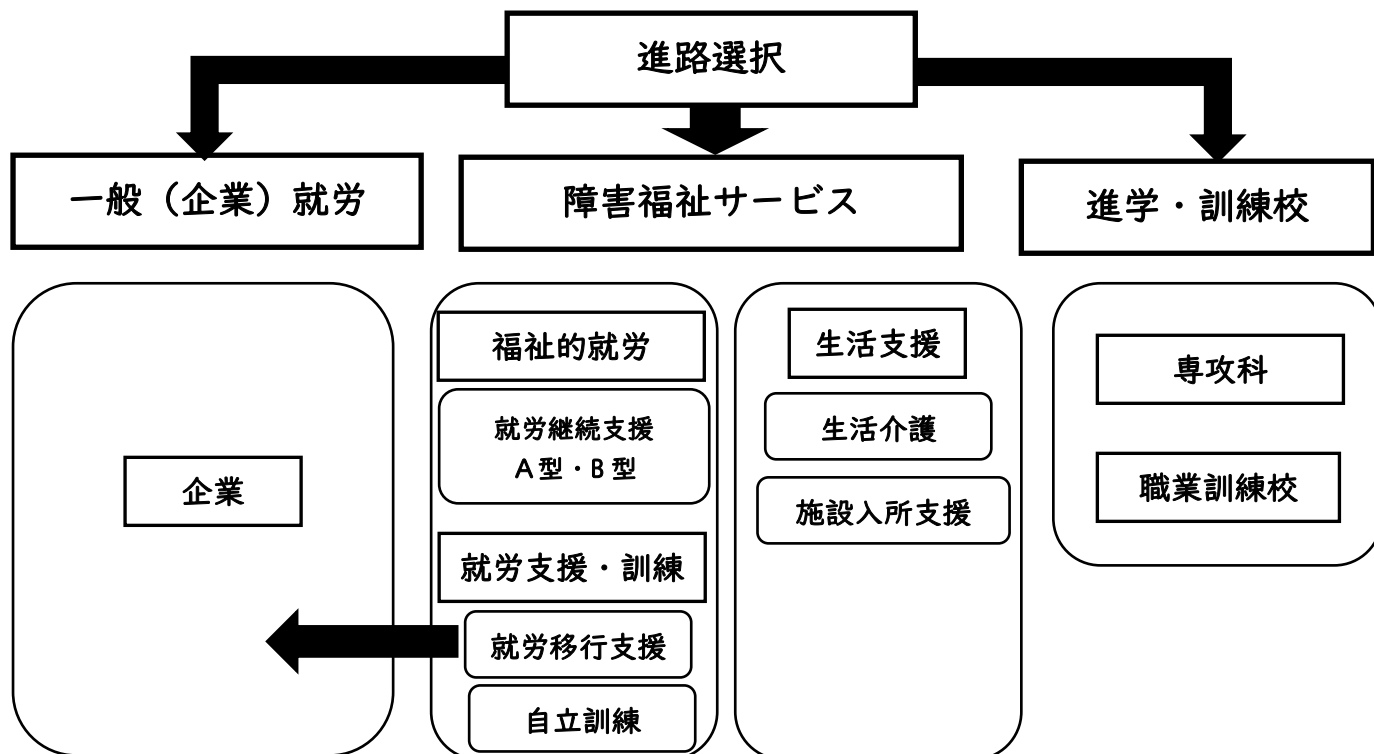
- ・進路が決定すると学校が移行支援計画を作成します。
- ・「将来の生活についての希望」や「必要と思われる支援の内容（合理的配慮）」を学校が本人や家族に確認します。
- ・移行支援計画に基づき、進路先、関係支援機関（相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、茨城障害者職業センター等）の担当を招いて移行支援会議を開催します。本人及び保護者も参加となります。

### ■卒業後の学校の支援

- ・おおむね3年間を移行期と捉え、適宜、現況把握の連絡や巡回支援等を行います。
- ・卒業後に問題が生じた場合には、保護者および本人、進路先の要請により、移行支援会議が開かれ課題解決を図ります。

## 5. 卒業時の進路選択について

### ① 進路選択



### ② 卒業生の進路状況（過去3年間）

年 度	一般企業	障害者福祉サービス		その他	合 計
		通所	入所		
令和 5年	11	17	0	2	30
令和 6年	20	16	0	1	37
令和 7年	11	25	0	2	38

## 6. その他

### ① アセスメントについて

卒業後すぐに就労継続支援B型の福祉サービスを利用したい場合は、「就労選択支援」というサービスを利用してアセスメントを行う必要があります。お住いの地域に就労選択支援事業所ない場合は、就労移行支援事業所にてアセスメントを実施することとなります。大まかな流れは以下の通りです。

- ① アセスメントが可能な事業所（就労選択支援を提供する事業所）を選ぶ。  
※福祉課・相談支援事業所と相談の上決定。
- ② 相談支援事業によるサービス等利用計画を作成（就労選択支援）
- ③ 就労選択支援を利用し、アセスメントを実施
- ④ 就労継続支援B型利用申請
- ⑤ 就労継続支援B型サービス利用開始

※学校から各自治体の福祉課や相談支援担当者と連携しながら進めていきますので、実施方法が確定次第、速やかに保護者の方へご連絡いたします。

### ② 一般企業就職についての知識

■一般雇用ではなく、「障害者雇用」になる（手帳が必須）ことをご理解ください。

- ・法律で「障害者雇用率」が定められており、障害のある方を一定数採用する義務が企業にはあります。

■雇用形態は正社員の場合もありますが、パート、契約社員等が多い傾向にあります。

- ・正社員ではなくても、一定の条件を満たして社会保険等に参加することができます。労働条件（「通勤手当」「社会保険」「賞与の有無」など）にも着目し、必要に応じて企業と話し合います。
- ・週5日勤務で6～8時間勤務が基本ですが、個々の実態に合わせて多様な働き方を企業に提案することもできます。

■特例子会社とは

- ・障害者の雇用促進や安定した就業のために設立された会社です。特例子会社には、親会社との関係性や障害者の割合など、いくつかの条件が定められており、厚生労働省が認可をします。障害に対する配慮等も義務付けられています。

※近隣の特例子会社の例

ウエルシア・オアシス（土浦）、カスミみらい（神立）、クボタワークス（つくばみらい）  
アステラスグリーンサプライ（つくば）、平山LACC（牛久・稲敷）  
メイテックビジネスサービス（柏市）、NECフレンドリースタフ我孫子事業所（我孫子市）

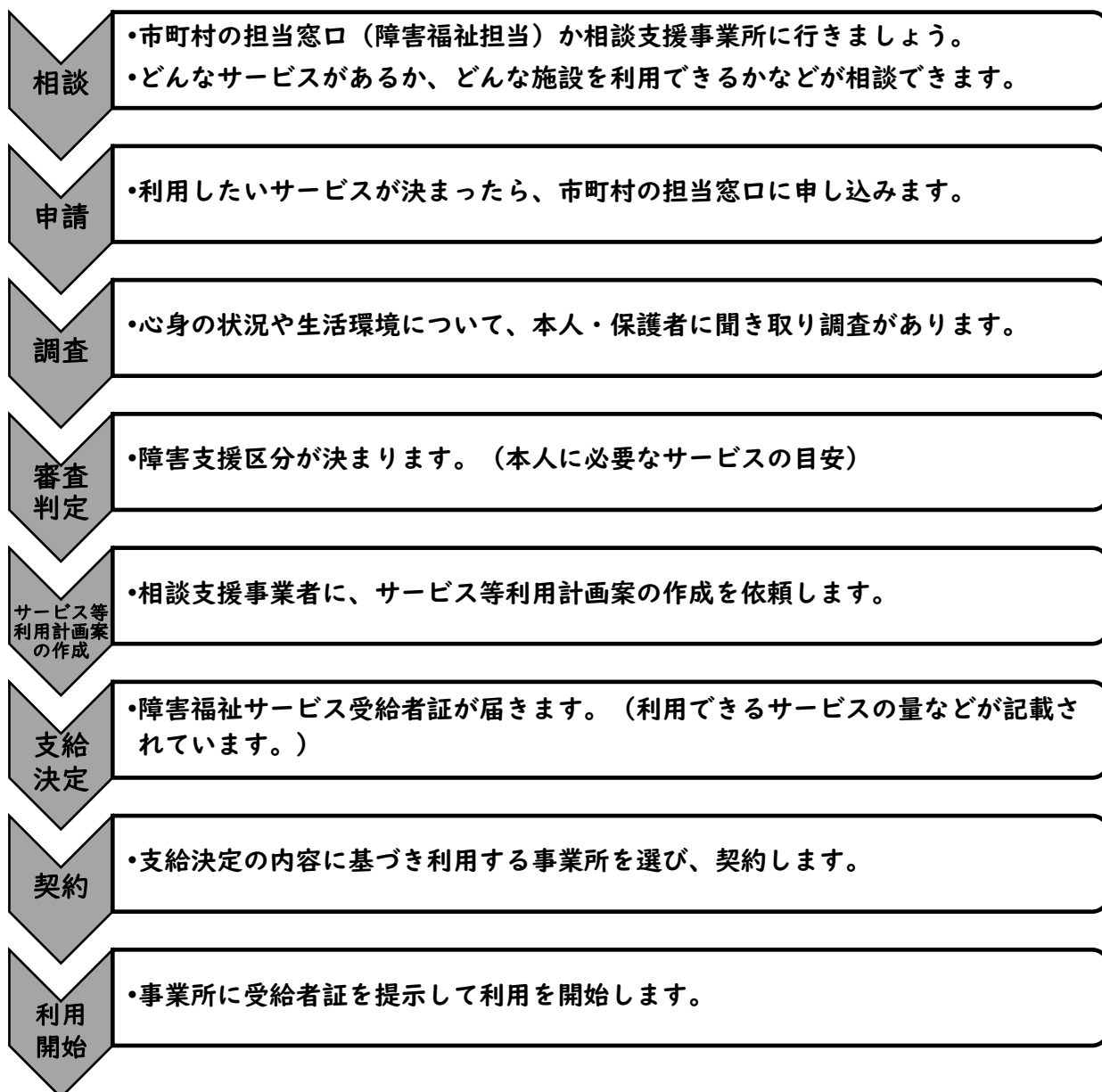
等

### ③福祉サービス利用の知識

利用目的	サービス名	主な内容	対象
働く	就労移行支援	一般就労したいけれどももう少し力をつけたいという方が、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。2年間の利用期限があります。	18歳以上
	就労継続支援A型 (雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。事業所と雇用契約を結んで働くので最低賃金が保障されます。	
	就労継続支援B型 (非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。生産活動などを通して、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。	
日中活動	放課後等デイサービス	学校在学中の障害児が学校後や長期休暇中に通う事ができる施設です。生活能力向上のための様々なプログラムが行われています。	児童
	日中一時支援	家族などの介護者の理由（疾病、出産、冠婚葬祭、学校等の公的行事および旅行等）や在宅障害児の放課後対策として、指定施設で一時的（泊を伴わない）に預かります。	児童 18歳以上
	生活介護	日中活動の場として、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。	18歳以上 障害支援 区分3以上
	自立訓練（機能訓練）	身体に障害のある人が、身体を上手く動かすことができるように訓練を受けることができます。	18歳以上
	自立訓練（生活訓練）	障害のある人が、地域での生活で困らないように自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。	
住む	施設入所支援	日常生活の手伝いを受けながら施設で暮らすことができます。	18歳以上 障害支援 区分4以上
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居です。世話人や生活支援員から相談や日常生活上の援助を受けることができます。	18歳以上
相談・生活サポート	短期入所 (ショートステイ)	家族に用事があるときなどに施設に短期間泊まることができます。	児童 18歳以上
	相談支援事業	障害福祉サービスを利用するための計画の作成を行います。また、利用する事業所を探すお手伝いや利用開始した後の相談などを行います。	
	移動支援	屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動の支援をします。	
その他	就労選択支援	障害のある方が、自分に合った福祉サービスや働き方を選ぶように支援するサービスです。例えば、「働きたい気持ちはあるが、どんな仕事に向いているか」、「どの福祉サービスが合っているか」など、適性や課題の把握につなげることができます。	18歳未満 18歳以上

## 福祉サービスを利用するには

18歳を境に児童福祉法からの切り替えがあるため、今まで受給者証を持っていた方も新たに申請が必要です。



## 【障害支援区分について】

障害福祉サービスを利用する人がどれくらいの支援を必要としているかを判定する区分があります。非該当から6段階まで分かれており、数字が大きくなるほど、支援の必要性が高いと認められます。障害支援区分は福祉サービスの中での「介護給付」を使うときに必要です。例えば、生活介護サービスを使うときには区分「3」以上、施設入所支援の場合は区分「4」以上であることが条件になっています。

## 【相談支援事業について】

### ■相談支援事業とは

- ・相談支援専門員が、障害者やその家族などの相談に応じ必要な情報の提供や助言を行います。
- ・福祉サービスの利用の援助をします。(サービスや事業所の情報提供、連絡調整、相談など)
- ・障害福祉サービスを利用するために必要となる「サービス等利用計画」の作成をします。
- ・18歳以上の方の利用の場合は契約が結べない相談支援専門員もいるので確認しておくことが必要です。

## 【福祉事業所の開設時間について】

福祉事業所は、始まる時間も終了時間も事業所ごとに異なりますが、おおよそ9:00頃から15:00頃までの事業所が多いようです。卒業後は放課後等デイサービスの利用はできないため、場合によっては夕方の支援サービスが不足することになります。日中一時支援サービスなどを利用する方法がありますが、現状で受け入れ先が不足している状況もあり、注意が必要です。担任や進路担当者、相談支援の方と話し合いながら、卒業後のライフスタイルについて準備を進めていきましょう。